

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府と ニジェール共和国政府との間の 交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	400,000 千円 -----	2020.8.27 アビジヤ ン（コー トジボラ ール）で (同日)	石田達識在ニジェ ール臨時代理大使（コ ートジボラール側 ムツサ・ア ニル駐コートジボラール ニジェール大使	2020.9.24 398号
ニジェール	ニジェール共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とニジ エール共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物び役務の購入	100,000 千円 -----	2020.8.27 アビジヤ ン（コー トジボラ ール）で (同日)	日本側 石田達識在ニジェ ール臨時代理大使（コ ートジボラールにて兼轄） ニジェール側 ムツサ・ア ニル駐コートジボラール ニジェール大使	2020.9.24 399号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。